二輪車リサイクルシステム
～「事前受付」利用マニュアル～

Motorcycle Recycling

二輪車リサイクルシステムとは

二輪車リサイクル参加事業者（以下、メーカー等）は、国内に販売した二輪車が廃棄二輪車となった際、適正に処理再資源化を行うことを目的に、自主取組みとして、2004年10月より「二輪車リサイクルシステム」に取組んでいます。
メーカー等は、廃棄物の処理にあたり、廃棄物処理法の特例である「広域認定制度」を活用し、「指定引取場所」⇒運搬⇒「処理再資源化施設」までの処理インフラを設定し、環境省より個別に認定を受けています。
排出者（二輪車の所有者又は所有者より二輪車の廃棄及び処理再資源化に関する一切の権限を付与された者）は、自ら指定引取場所まで廃棄二輪車を持込み、メーカー等は指定引取場所へ持込まれた廃棄二輪車を、認定された範囲において、適正に処理再資源化しています。

本マニュアルについて

本マニュアルは、公共団体（自治体等）が、所有者不明の廃棄二輪車等を、二輪車リサイクルシステムに引渡す際に必要となる「事前受付」の手順を説明するものです。

2017年4月
二輪車リサイクル参加事業者連絡会（メーカー等）
公益財団法人自動車リサイクル促進センター（JARC）

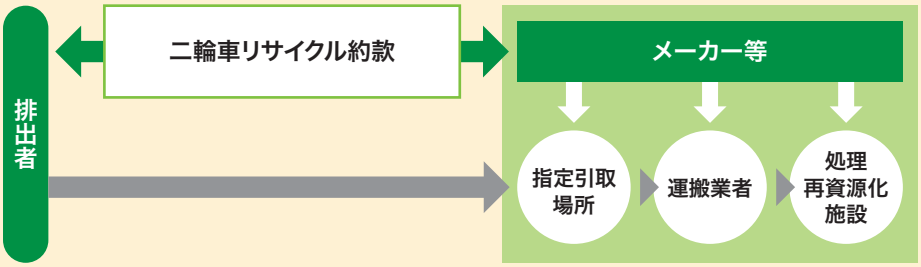
二輪車リサイクルシステム「事前受付」の概要

◉「事前受付」を利用できる排出者

利用規約　第1条

二輪車の処理再資源化を希望する公共団体(自治体等)。
(産業廃棄物処理業者を除く。以下、総称して「排出者」という。)

廃棄二輪車の処理再資源化にあたり、排出者とメーカー等が、「処理再資源化申請書(様式C)」に添付の「二輪車リサイクル約款」により契約を締結します。(P7参照)



◉「事前受付」の対象となる車両

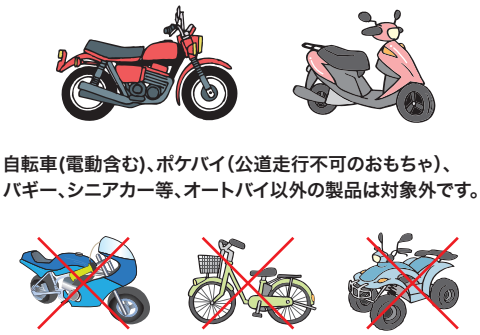
基本的な条件 / 利用規約第5条(3)

【基本的な条件】二輪車リサイクルシステムの対象車両・引取基準を満たしていること。

対象車両
メーカー等が、国内で販売したオートバイ。
※原動機付自転車(~125cc)、軽二輪(126~250cc)、小型二輪(251cc~)

引取基準
車台(フレーム)、エンジン、ガソリンタンク、ハンドル、前後輪(ホイール)が一体となっている状態(稼動・不可動は問わず)。
※「事前受付」では、状況に応じ、引取基準を個別に緩和する場合があります。

その他
・メーカー等(参加事業者名)を特定してください。
・著しい後付部品は、引取りできません。⇒取外してください。
・リチウムイオン電池は、引取りできません。



自転車(電動含む)、ポケバイ(公道走行不可のおもちゃ)、バギー、シニアカー等、オートバイ以外の製品は対象外です。

【利用規約第5条(3)】「廃棄予定車両照会依頼書(様式B-1/B-2)」をもとに、引取可とされた車両。(P10参照)

◉「事前受付」で処理再資源化する前の手続き

利用規約第4条

(1)関連諸法令に照らし、排出者の責任において以下の必要な手続きを行う。
(2)廃車手続きが終了し、ナンバープレートが返納されていなければならない。

【必要な手続き】

排出者が、法令、条例及び規則その他により処分権限を適正に取得する。

または、

排出者が、法令、条例及び規則その他により処分権限を取得できない場合、事前に実施すべき手続きについて以下の通り定める。

(1) 土地の使用等に関する正当な権利を有する者が、その権利に基づいて二輪車を置いているのではないことを確認する。
(2) 警察署に盗難届が出されていないことを確認する。
(3)-1 二輪車の所有者、使用者、占有者及び二輪車を放置した者等(以下、総称して「所有者等」という。)が判明している場合
①所有者等へ連絡をとり、引取りを要請する。
②所有者等に引取りの意思がない場合、所有者等が所有を放棄する旨を表明し、押印した書類を取得する。
(3)-2 所有者等と連絡がとれない場合及び所有者等が判明しない場合
①二輪車を警察署に遺失物として届出る。
②届出が受理された場合、遺失物法及び民法240 条の手続きに従って所有権を取得する。

二輪車リサイクルシステム　利用登録～持込みのながれ（利用規約第5条）

排出者

1.利用登録（初回利用時のみ）

利用規約に同意のうえ、ホームページよりダウンロードした「利用申請・登録書（様式A）」を作成し、原本を郵送（控を保管）▶

保管◀

以上で登録は完了です

2.廃棄手続き（利用登録後）

車両照会の前に、利用規約第4条に則り、自治体等が自らの責任において、関連諸法令に照らし必要な手続きを行ってください。

①廃棄予定車両の照会（排出の都度）

二輪車リサイクルシステムでの引取可否の照会のため、ホームページよりダウンロードした「廃棄予定車両照会依頼書（様式B-1/B-2）」を用いて、車両毎に、メーカー名、車台番号、引取基準部品の有無等のリストを作成し、原本を郵送（控を保管）▶

引取可の車両を確認。「照会結果通知（様式B）に基づき、管理票記入◀

②約款に同意、持込日・持込先を連絡（排出都度）

「処理・再資源化申請書（様式C）」を作成し、左頁の様式C原本のみ郵送（様式C控と約款を保管）▶

③車両の持込み

承諾済みの廃棄二輪車に管理票を貼付し、指定引取場所に持込む▶

産業廃棄物の場合、管理票（排出者控）を約款とともに5年間保管◀

「廃棄予定車両照会依頼書（様式B）」で引取可となった二輪車以外を持込んだ場合、自治体等へ二輪車を返却することになります。（利用規約第10条）

郵送

郵送（受領後、3～5稼動日程度で発送）

郵送

郵送（受領後、3～10稼動日程度で発送）

郵送（車両持込の1週間前必着）

FAX等（受領後、3稼動日程度で連絡）

持込み

管理票（排出者控）持帰り

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター（JARC）

・登録受付
・排出者コード番号付与
・「利用申請・登録書（様式A控）」を郵送

・引取可否判断
・管理票発券（引取承諾台数分）
・「照会結果通知（様式B-2）」、「処理・再資源化申請書（様式C）・約款」、管理票を郵送

・持込日程調整
・承諾
・受入準備完了を連絡

調整

指定引取場所

・引取り
・管理票（排出者控）に受領印押印し返却

【二輪車のながれ】

排出者 → 自ら持込む（基本） → 二輪車リサイクルシステム（広域認定制度）：指定引取場所 → 運搬 → 処理再資源化施設 → 資源売却 / 適正処理

指定引取場所までの運搬を、産廃業者へ委託する場合、運搬についてのみ、別途、排出者と産廃業者との間で契約が必要になります。（産業廃棄物の場合）（P9参照）

1 利用登録（初回利用時のみ）

【利用申請・登録書（様式A）】（ホームページに掲載）

公益財団法人自動車リサイクル促進センター　二輪車事業部宛
（〒105-0012　東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館11階）

2014/7/1改訂　**郵送**

二輪車リサイクルシステム（事前受付）　利用申請・登録書（様式A）

※排出予定の1ヶ月前までに登録ください。

二輪車リサイクル参加事業者殿

私は、二輪車リサイクル参加事業者の定める「二輪車リサイクルシステム利用規約」の内容に同意し、
二輪車リサイクルシステム事前受付システムの利用を申請いたします。

申請年月日	○○　年　○○　月　○○　日

→ 郵送日もしくは記入日

①排出者情報（二輪車リサイクル管理票に、下記排出者名、住所、TELが印字されます。）

排出者	フリガナ	
	排出者名（自治体名等）	○○市
	フリガナ	
	部署名	○○部　○○課
	フリガナ	
	責任者氏名	課長　○○　○○
	フリガナ	
	住所	〒 ○○県○○市○○○1-1-1
連絡先	フリガナ	
	担当者氏名	○○　○○
	TEL	○○　○○　／　FAX　○○　○○
	Eメールアドレス	（担当者が異動しても連絡ができるよう、部署の代表メールをご記入ください。） ○○　○○
備考		

②想定される廃棄二輪車と排出台数・回数等

排出する可能性のある廃棄二輪車の種類についてレ点をつけ、その他については具体的な内容をご記入ください。

想定される廃棄二輪車	☑放置車両　☑自治体収集ごみ　☑その他（　　）

→ 排出する可能性がある区分を全てチェック

処理施設の能力に制限があるためご記入ください。　※できる限り具体的にご記入下さい

想定される1年間の排出台数	○○　台/年程度	想定される1年間の排出時期及び回数	2回（9月、3月）を想定

→ 二輪車リサイクル側がボリュームをイメージするために伺います。実績が異なっても問題ありません。

③規約への同意

規約への同意（排出者署名欄）	私は、二輪車リサイクルシステム利用規約に同意し、二輪車リサイクルシステムの利用を申請します。 役職　課長　　署名　○○　○○　㊞

→ 直筆署名または公印押印

二輪車リサイクルシステム（事前受付）ご利用の申込みをいただき、誠に有難うございます。
「二輪車リサイクル利用規約」第5条に基づき、（事前受付）のご利用を承諾いたしましたので、ご通知申し上げます。
二輪車リサイクルシステム（事前受付）ご利用時の「排出者コード」は以下の通りになります。
排出都度必要になりますので、本登録書を保管願います。

＊JARC記入欄

承認日	年　月　日
承認者	

＊コールセンター記入欄

登録日	年　月　日
担当者	

事前受付システム排出者コード番号（排出者コード）

本財団が登録受付し、「利用申請・登録書(様式A)」に排出者コードを付与し、コピーを返送します。（コピーが登録書になります。）
排出者コードは排出都度必要になるので、登録書を保管してください。



二輪車リサイクルシステム（事前受付）ご利用の申込みをいただき、誠に有難うございます。
「二輪車リサイクル利用規約」第5条に基づき、（事前受付）のご利用を承諾いたしましたので、ご通知申し上げます。
二輪車リサイクルシステム（事前受付）ご利用時の「排出者コード」は以下の通りになります。
排出都度必要になりますので、本登録書を保管願います。

＊JARC記入欄

承認日	○○年　○○月　○○日
承認者	○○　○○

＊コールセンター記入欄

登録日	○○年　○○月　○○日
担当者	○○　○○

事前受付システム排出者コード番号（排出者コード）
1 2 3 4 5 6 7

記入マニュアル 2 廃棄予定車両の照会（排出の都度）

【廃棄予定車両照会依頼書（様式B-1）】（ホームページに掲載）

2014/7/1改訂

公益財団法人自動車リサイクル促進センター　二輪車事業部宛
（〒105-0012　東京都港区芝大門1-1-30日本自動車会館11階）

※これは、事前登録『A表』で承認された方だけが使用できます

郵送

二輪車リサイクルシステム（事前受付）　廃棄予定車両照会依頼書（様式B-1）

申請年月日		○○○○　年　○○　月　○○　日
排出者	排出者コード	○○○○○○
	排出者名（自治体名等）	○○市
	部署名	○○部　○○課
	責任者氏名	署名　課長　○○　○○　㊞
	住所	〒 ○○県○○市○○○1-1-1
連絡先	担当者氏名	△△　△△
	電話番号	○○-○○○○-○○○○
	FAX番号	○○-○○○○-○○○○
	Eメールアドレス	○○○○○○@○○○.○○.○○

登録内容に変更があった場合、以下に変更前の情報をご記入ください。

郵送日もしくは記入日

利用申請・登録書(様式A)の結果通知に記載のコード番号(7桁)

直筆署名または公印押印

排出者、連絡先情報に変更があった場合、直前の情報を記入。

二輪車リサイクルシステム利用にあたり、別紙（様式B-2）記載の各車両について引取り可否を照会いたします。
別紙（様式B-2）記載の各車両について、二輪車リサイクルシステム利用規定約に則り、以下記載の通り、廃棄処理及び再資源化に必要な一切の手続が完了していることを保証し、本廃棄処理及び再資源化に関し、所有者等との間に問題が発生した場合は、排出者が全責任を負担することに同意します。

1.～3.のいずれかにレ点し、内容を記入

廃棄予定の二輪車について該当する番号にレ点をつけ処理手続をご記入下さい	☑ 1. 放置車両の場合 ☑ 条例に基づく処理→条例名を記入（　　） ☑ その他（処理手続の詳細を以下に記入） ［ ○○○○○○課　○○○○○○○○○○○○○○○基準 ］ ☑ 2. 自治体収集ごみ（自治体が住民からごみ回収した車両）の場合：処理手続きの記入は不要 ☑ 3. その他（上記1. 2. 以外）の場合（処理手続の詳細を以下に記入） （ 所有車両（登録抹消日：○○○○年○○月○○日 ）

（処理根拠）

JARC使用欄

事前受付番号	JARC承認日	承認者

【廃棄予定車両照会依頼書（様式B-2）】（ホームページに掲載）

2014/7/1改訂

※これは、事前登録『A表』で承認された方だけが使用できます

郵送

二輪車リサイクルシステム（事前受付）　廃棄予定車両照会依頼書 別紙（様式B-2）

枚／　枚

排出者コード	排出者名	部署名	担当者名

①no.	②メーカー名	③型式番号 ― 車台番号	④引取基準部品の有無（○×を記入。） フレーム	エンジン	ハンドル	タンク	前輪	後輪	⑤事業者コード	⑥添付写真ナンバー※
1	ホンダ	AF－1234567	○	○	○	○	○	○	100	
2	ヤマハ	SA26J－123456	○	○	○	○	○	○	110	
3	スズキ	CA11A－123456	○	○	○	○	○	○	120	
4	カワサキ	ZR400C－12345	○	○	○	○	○	○	130	
5	ホンダ	AF－1234567	○	○	×	×	○	○	100	①②③
6	ヤマハ	不明（サビで読み取れず）	○	○	○	○	○	○	110	④⑤⑥
7	スズキ	不明（型式認定プレート有）	○	○	○	○	○	○	120	⑦⑧⑨
8	カワサキ	不明（リサイクルマーク有）	○	○	○	○	○	○	130	⑩⑪⑫

引取り可否の結果通知

可否	備考欄

可否結果を通知します。3～10稼動日程度で、

注）写真添付が必要な場合を、P6にまとめていますので、ご確認ください。
なお、車台番号が不正確な場合、追加で写真提出をお願いする場合があります。

通しno.

メーカー等名（ブランド名ではありません）

引取基準部品の有無を、○×で記入。

写真を添付する場合、便宜上、写真に番号を付してください。

車台（フレーム）に打刻された車台番号を記入。
不明の場合は、不明の理由を記入し、写真を添付。
※車台番号の打刻位置は、P6を参照
※エンジンに打刻されている番号は、車台番号ではありません。

事業者コードを記入（P12参照）

車両の「添付

・「①メーカー名」と「④事業者コード」が共に不明の場合。
・「②型式-車台番号」が不明の場合。
・「③引取基準」のいずれかが欠落する場合。

JARC連絡欄
車両照会の結果、○印の車両について引取りを承諾します。
処理・再資源化申請書（様式C）の提出をお願いします。

事前受付番号	JARC承認日	承認者	引取承諾台数
			台

車台番号について

二輪車リサイクルシステムは、参加事業者（メーカー等）が個別に処理再資源化するため、参加事業者名の特定は必須となります。
同一ブランドを複数の参加事業者が販売する場合もあるため、車台番号の特定もお願いします。

車台番号の打刻位置(一例)



車台番号は、メーカーや車種により異なります。正確な位置は、各参加事業者に問合せてください。

写真の添付が必要な場合

事 象（様式B-2の項目②③④⑤）が不明			添付が必要な写真		
			車両全体が映っている、横からの写真	メーカーと車種等が特定できる写真	その他
②メーカー名が不明			必要	必要	ー
⑤事業者コードが不明			必要	必要	ー
③車台番号が不明	番号あり	読み取れない	必要	必要	車台番号のアップ写真
	番号が見当たらない	リサイクルマークあり	必要	ー	リサイクルマークのアップ写真
		型式認定プレートあり	必要	ー	型式認定プレートの内容がわかる写真
		エンジン番号あり	必要	ー	エンジン番号がわかる写真
④引取基準の部品が欠落			必要	ー	欠落内容がわかる写真

車両全体が映っている、横からの写真



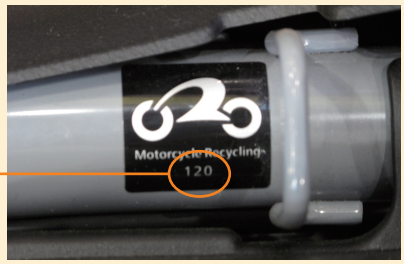
メーカーと車種等が特定できる写真



車台番号のアップ写真



リサイクルマークのアップ写真



型式認定プレートの内容がわかる写真



廃棄予定車両照会依頼書の結果通知について

本財団が引取り可否を当該メーカー等へ照会し、結果を「廃棄予定車両照会依頼書(様式B-2)」に記載し、

- ①様式B-2のコピー
- ②処理・再資源化申請書(様式C)
- ③二輪車リサイクル管理票(引取り可能の台数分)

を返送します。

以下を確認してください。

・様式B-2コピー記載の事前受付番号・引取承諾台数が、様式C記載内容と一致していることを確認。

・引取承諾台数と管理票枚数が一致していることを確認。

①様式B-2のコピー

2014/7/1改訂

※これは、事前登録『A表』で承認された方だけが使用できます

郵送

二輪車リサイクルシステム(事前受付) 廃棄予定車両照会依頼書 別紙(様式B-2)　　枚／　枚

排出者コード	排出者名	部署名	担当者名

①no.	②メーカー名	③型式番号 － 車台番号	④引取基準部品の有無(○×を記入。) フレーム	エンジン	ハンドル	タンク	前輪	後輪	⑤事業者コード	⑥添付写真ナンバー※
1	ホンダ	AF－1234567	○	○	○	○	○	○	100	
2	ヤマハ	SA26J－123456	○	○	○	○	○	○	110	
3	スズキ	CA11A－123456	○	○	○	○	○	○	120	
4	カワサキ	ZR400C－12345	○	○	○	○	○	○	130	
5	ホンダ	AF－1234567	○	○	×	×	○	○	100	①②③
6	ヤマハ	不明(サビで読み取れず)	○	○	○	○	○	○	110	④⑤⑥
7	スズキ	不明(型式認定プレート有)	○	○	○	○	○	○	120	⑦⑧⑨
8	カワサキ	不明(リサイクルマーク有)	○	○	○	○	○	○	130	⑩⑪⑫

3～10稼動日程度で、可否結果を通知します。

引取り可否の結果通知		
	可否	備考欄
1	○	
2	○	
3	○	
4	○	
5	×	
6	○	SA24J-123456
7	○	CA13C-123456
8	○	ZRX-12345

※　以下の場合は、必要な写真を添付し(写真ナンバー付与)、上記当該車両の「添付写真ナンバー」欄に、ナンバーをご記入ください。
- 「①メーカー名」と「④事業者コード」が共に不明の場合。
- 「②型式-車台番号」が不明の場合。
- 「③引取基準」のいずれかが欠落する場合。

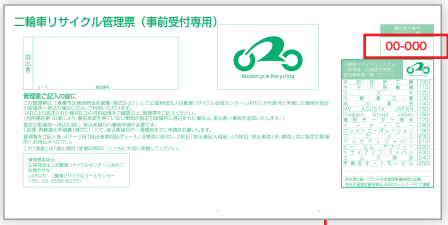
JARC連絡欄
車両照会の結果、○印の車両について引取りを承諾します。
処理・再資源化申請書(様式C)の提出をお願いします。

事前受付番号	JARC承認日	承認者	引取承諾台数
00-000	0000年00月00日	○○	7　台

事前受付番号

引取承諾台数・管理票枚数

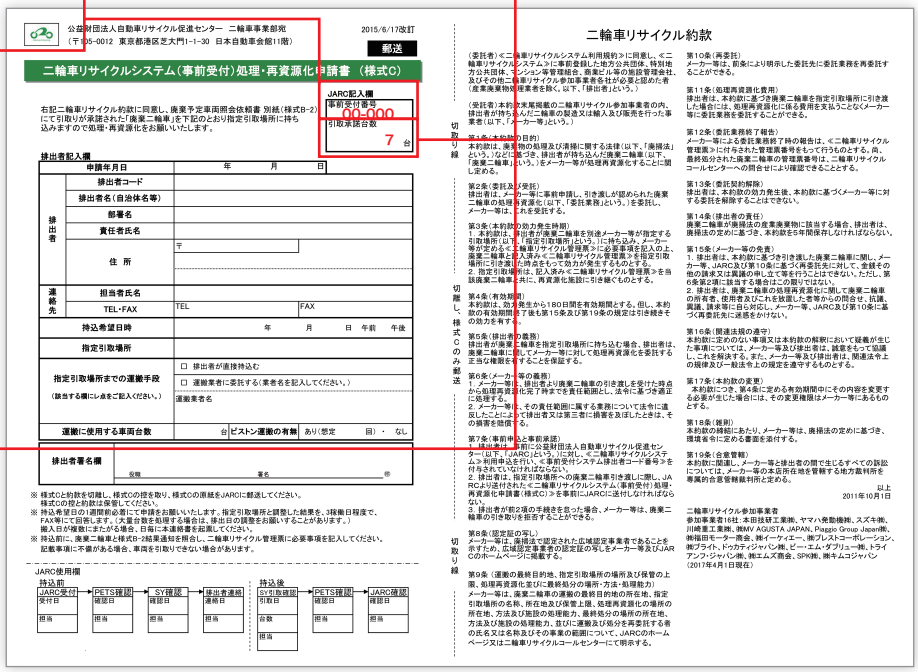
③二輪車リサイクル管理票


二輪車リサイクル管理票（事前受付専用）

00-000

管理票ご記入の前に

②処理・再資源化申請書(様式C)


公益財団法人自動車リサイクル促進センター　二輪車事業部宛
(〒105-0012　東京都港区芝大門1-1-30　日本自動車会館11階)

2015/6/17改訂

郵送

二輪車リサイクルシステム(事前受付)処理・再資源化申請書 (様式C)

右記二輪車リサイクル約款に同意し、廃棄予定車両照会依頼書 別紙(様式B-2)にて引取りが承諾された「廃棄二輪車」を下記のとおり指定引取場所に持ち込みますので処理・再資源化をお願いいたします。

JARC記入欄
事前受付番号 00-000
引取承諾台数 7 台

排出者記入欄

排出者	申請年月日	年　月　日
	排出者コード	
	排出者名(自治体名等)	
	部署名	
	責任者氏名	
	住所	〒
連絡先	担当者氏名	
	TEL・FAX	TEL　FAX
持込希望日時		年　月　日 午前 午後
指定引取場所		
指定引取場所までの運搬手段 (該当する欄に○点をご記入ください。)		□ 排出者が直接持込む □ 運搬業者に委託する(業者名を記入してください。) 運搬業者名
運搬に使用する車両台数		台　ピストン運搬の有無 あり(想定　回)・なし
排出者署名欄		名称　署名　㊞

※ 様式Cの欄を切り離し、様式Cの控を取り、様式COのみ郵送してください。
様式Cの控とお引き換えに様式COを受領してください。
※ 持込希望日の1週間前必着にて申請をお願いいたします。指定引取場所と調整した結果を、3稼働日程度で、FAX等にて回答します。(大量台数を処理する場合は、排出日の調整をお願いすることがあります。)
輸入日が複数にまたがる場合、日毎に本連絡書を起票してください。
※ 持込前に、廃棄二輪車と様式C・2枚廃棄通知を照合し、二輪車リサイクル管理票に必要事項を記入してください。
記載事項に不備がある場合、車両を引取りできない場合があります。

JARC使用欄

持込前				持込後			
JARC受付	PETS確認	SY確認	排出者連絡	SY引取確認	PETS確認	JARC確認	
受付日	確認日	確認日	連絡日	引取日	確認日	確認日	
担当	担当	担当	担当	台数	担当	担当	
				担当			

切取り線

切離し、様式COのみ郵送

切取り線

二輪車リサイクル約款

（委託者）<二輪車リサイクルシステム利用規約>に同意し、<二輪車リサイクルシステム>に事前登録した地方公共団体、特別地方公共団体、ランシュン等管理組合、商業ビル等の施設管理会社、及びその他二輪車リサイクル参加事業者各社が必要と認めた者(産業廃棄物処理業者を除く。以下、「排出者」という。)

（受託者）本約款末尾掲載の二輪車リサイクル参加事業者の内、排出者が持ち込んだ二輪車の製造又は輸入及び販売を行った事業者(以下、「メーカー等」という。)

第1条(本約款の目的)
本約款は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃掃法」という。)などに基づき、排出者が持ち込んだ廃棄二輪車(以下、「廃棄二輪車」という。)をメーカー等が処理再資源化することに関して定める。

第2条(委託及び受託)
排出者は、メーカー等に事前申請し、引き渡しが認められた廃棄二輪車の処理再資源化(以下、「委託業務」という。)を委託し、メーカー等は、これを受託する。

第3条(本約款の効力発生時期)
1. 本約款は、排出者が廃棄二輪車を別途メーカー等が指定する引取場所(以下、「指定引取場所」という。)に持ち込み、メーカー等が定める<二輪車リサイクル管理票>に必要事項を記入の上、廃棄二輪車と記入済み<二輪車リサイクル管理票>を指定引取場所に引き渡した時点をもって効力が発生するものとする。
2. 指定引取場所は、記入済み<二輪車リサイクル管理票>を当該廃棄二輪車と共に、再資源化施設に引き継ぐものとする。

第4条(有効期間)
本約款は、効力発生から18ヶ月間を有効期間とする。但し、本約款の有効期間終了後も第15条及び第19条の規定はその効力を有する。

第5条(排出者の義務)
排出者が廃棄二輪車を指定引取場所に持ち込む場合、排出者は、廃棄二輪車に関してメーカー等に対して処理再資源化を委託する正当な権限を有することを保証する。

第6条(メーカー等の義務)
1. メーカー等は、排出者より廃棄二輪車の引き渡しを受けた時点から処理再資源化完了時までを責任範囲とし、法令に基づき適正に処理する。
2. メーカー等は、その責任範囲に属する廃棄物について法令に違反したことによって排出者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償する。

第7条(事前申込と事前承諾)
1. 排出者は、事前に公益財団法人自動車リサイクル促進センター(以下、「JARC」という。)に対し、<二輪車リサイクルシステム>利用申込を行い、<事前受付システム>排出者コード番号>を付与されていなければならない。
2. 排出者は、指定引取場所への廃棄二輪車引き渡しに際し、JARCより送付された<二輪車リサイクルシステム(事前受付)処理・再資源化申請書(様式C)>を事前にJARCに送付しなければならない。
3. 排出者が前2項の手続きを怠った場合、メーカー等は、廃棄二輪車の引き取りを拒否することができる。

第8条(認定店の写し)
メーカー等は、環境省で認定された広域認定廃棄物業者であることを示すため、広域認定事業者の認定証の写しをメーカー等及びJARCのホームページに掲載する。

第9条(運搬の最終目的地、指定引取場所の場所及び保管の上限、処理再資源化室以に最終処分の場所・方法・処理能力)
メーカー等は、廃棄二輪車の運搬の最終目的地の所在地、指定引取場所の名称、所在地及び保管上限、処理再資源化の場所の所在地、方法及び施設の処理能力、最終処分の場所の所在地、方法及び施設の処理能力、及びに運搬及び処分を再委託する者の氏名又は名称及びその事業の範囲について、JARCのホームページ又は二輪車リサイクルコールセンターにて明示する。

第10条(再委託)
メーカー等は、前条により明示した委託先に委託業務を再委託することができる。

第11条(処理再資源化費用)
排出者は、本約款に基づき廃棄二輪車を指定引取場所に引き渡した場合には、処理再資源化に係る費用を支払うことなくメーカー等に委託業務を委託することができる。

第12条(委託業務終了報告)
メーカー等による委託業務終了時の報告は、<二輪車リサイクル管理票>に付与された管理票番号をもって行うものとする。尚、最終処分された廃棄二輪車の管理票番号は、二輪車リサイクルコールセンターへの問合せにより確認できることとする。

第13条(委託契約の解除)
排出者は、本約款の効力発生後、本約款に基づくメーカー等に対する委託を解除することはできない。

第14条(排出者の責任)
廃棄二輪車が廃掃法の産業廃棄物に該当する場合、排出者は、廃掃法の定めに基づき、本約款を5年間保存しなければならない。

第15条(メーカー等の免責)
1. 排出者は、本約款に基づき引き渡した廃棄二輪車に関し、メーカー等、JARC及び第10条に基づく再委託先に対して、金銭その他の請求又は異議の申し立て等を行うことはできない。ただし、第6条第2項に該当する場合はこの限りではない。
2. 排出者は、廃棄二輪車の処理再資源化に関して廃棄二輪車の所有者、使用者及びこれを放置した者等からの問合せ、訴訟、興議、請求等に自ら対応し、メーカー等、JARC及び第10条に基づく再委託先に迷惑をかけない。

第16条(関連法規の遵守)
本約款に定めのない事項又は本約款の解釈において疑義が生じた事項については、メーカー等及び排出者は、誠意をもって協議し、これを解決する。また、メーカー等及び排出者は、関連法令上の規律及び一般法令上の規定を遵守するものとする。

第17条(本約款の変更)
本約款につき、第4条に定める有効期間中にその内容を変更する必要が生じた場合には、その変更権限はメーカー等にあるものとする。

第18条(雑則)
本約款の締結にあたり、メーカー等は、廃掃法の定めに基づき、環境省令に定める書面を交付する。

第19条(合意管轄)
本約款に関連し、メーカー等と排出者の間で生じるすべての訴訟については、メーカー等の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と定める。

以上
2011年10月1日

二輪車リサイクル参加事業者
参加事業者16社：本田技研工業㈱、ヤマハ発動機㈱、スズキ㈱、川崎重工業㈱、BMW AGUSTA JAPAN、Piaggio Group Japan㈱、㈱福田モーター商会、㈱イーケイエー、㈱プレストコーポレーション、㈱プラット、ドゥカティジャパン㈱、ビー・エム・ダブリュー㈱、トライアンフ・ジャパン㈱、㈱エムズ商会、SPK㈱、㈱キムコジャパン
(2017年4月1日現在)

記入マニュアル 3 約款に同意、持込日・持込先等を連絡（排出の都度）

【処理・再資源化申請書(様式C)】(様式B 結果通知時に配付)

公益財団法人自動車リサイクル促進センター　二輪車事業部宛
（〒105-0012　東京都港区芝大門1-1-30　日本自動車会館11階）

2015/6/17改訂

郵送

二輪車リサイクルシステム（事前受付）処理・再資源化申請書　（様式C）

JARC記入欄
事前受付番号 00-000
引取承諾台数 00 台

右記二輪車リサイクル約款に同意し、廃棄予定車両照会依頼書 別紙（様式B-2）にて引取りが承諾された「廃棄二輪車」を下記のとおり指定引取場所に持ち込みますので処理・再資源化をお願いいたします。

排出者記入欄

申請年月日		○○　年　○○　月　○○　日
排出者	排出者コード	○○○○
	排出者名（自治体名等）	○○市
	部署名	○○部　○○課
	責任者氏名	課長　○○　○○
	住　所	〒 ○○県○○市○○○1-1-1
連絡先	担当者氏名	△△　△△
	TEL・FAX	TEL ○○-○○○○-○○○○　FAX ○○-○○○○-○○○○
持込希望日時		○○○○　年　○○　月　○○　日　(午前)　午後
指定引取場所		○○○○株式会社
指定引取場所までの運搬手段 （該当する欄にレ点をご記入ください。）		□ 排出者が直接持込む ☑ 運搬業者に委託する（業者名を記入してください。） 運搬業者名 ○○○○運送株式会社
運搬に使用する車両台数		1 台　ピストン運搬の有無　あり（想定　2 回）・　なし
排出者署名欄		役職 課長　署名 ○○　○○　㊞

※ 様式Cと約款を切離し、様式Cの控を取り、様式Cの原紙をJARCに郵送してください。
様式Cの控と約款は保管してください。
※ 持込希望日の1週間前必着にて申請をお願いいたします。指定引取場所と調整した結果を、3稼働日程度で、FAX等にて回答します。（大量台数を処理する場合は、排出日の調整をお願いすることがあります。）
搬入日が複数にまたがる場合、日毎に本連絡書を起票してください。
※ 持込前に、廃棄二輪車と様式B-2結果通知を照合し、二輪車リサイクル管理票に必要事項を記入してください。
記載事項に不備がある場合、車両を引取りできない場合があります。

JARC使用欄

持込前

JARC受付	PETS確認	SY確認	排出者連絡
受付日	確認日	確認日	連絡日
担当	担当	担当	担当

持込後

SY引取確認	PETS確認	JARC確認
引取日	確認日	確認日
台数	担当	担当
担当		

郵送日もしくは記入日

利用申請・登録書(様式A)の結果通知に記載のコード番号(7桁)

全国約180ヶ所の指定引取場所は、ホームページに掲載しています。

指定引取場所までの運搬手段をレ点。委託する場合、運搬業者名を記載。※自治体等が自ら手配してください。

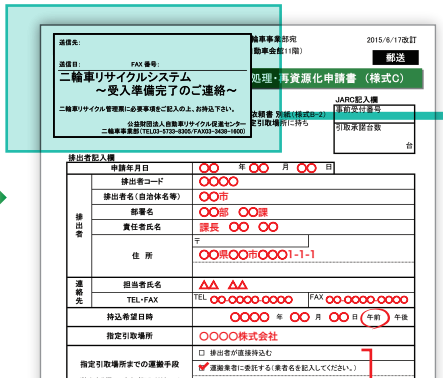
直筆署名または公印押印

全てを記入後、処理・再資源化申請書（様式C）の控えを取り（約款を切離し保管）、車両持込み予定日の1週間前必着にて郵送してください。

【指定引取場所】

営業日：月曜～土曜
受付時間：9:00～12:00、13:00～17:00
休業日：日・祝祭日、年末年始（4日間）、お盆（3日間）を基本とします。

※上記は標準的設定としており、地域の事情等によって異なる場合があります。詳細は、持込先の指定引取場所に確認してください。



処理・再資源化申請書(様式C)を受理後、本財団が指定引取場所と日程調整し、結果をFAX等にて回答します。（排出日の調整をお願いする場合があります。）

送信先：○○市　○○部　○○課　△△様

送信日：○○○○年○○月○○日　FAX 番号：○○-○○○○-○○○○

二輪車リサイクルシステム
～受入準備完了のご連絡～

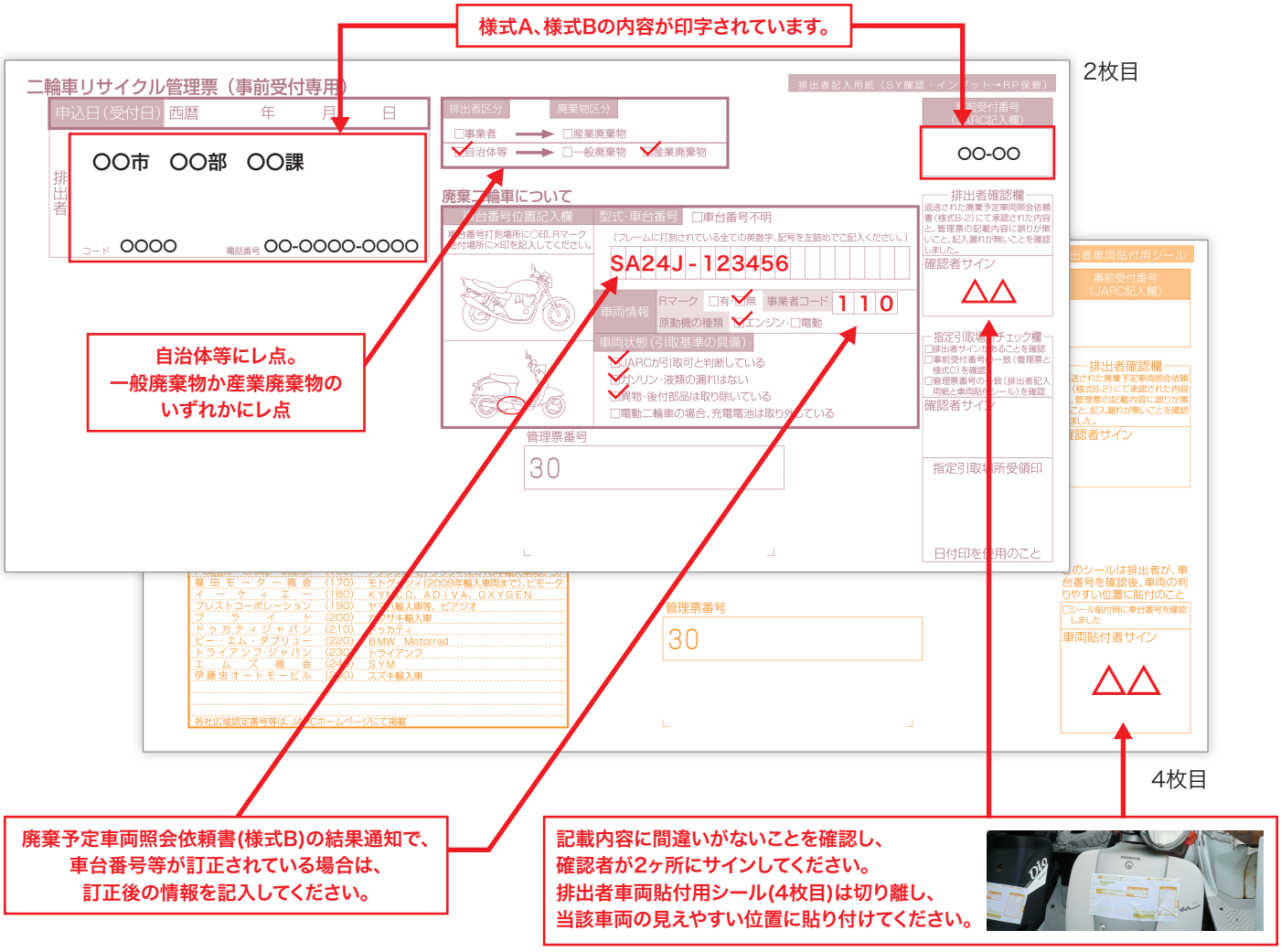
二輪車リサイクル管理票に必要事項をご記入の上、お持込下さい。

公益財団法人自動車リサイクル促進センター
二輪車事業部（TEL03-5733-8305/FAX03-3438-1600）

記入マニュアル 4 管理票記入し、車両の持込み

車両を指定引取場所に持込む前に、自治体等が記入してください。

【二輪車リサイクル管理票】(様式B結果通知時に配付)



指定引取場所までの運搬を、産廃業者へ委託する場合【汎用マニフェスト】



産業廃棄物として、指定引取場所まで産廃業者へ運搬を委託する場合、廃棄物処理法に則り、汎用マニフェストによる運搬契約(自治体等と産廃業者とで、別途締結)が必要になります。運搬先の事業場、処分受託者欄の記載内容は、以下をご参照ください。二輪車リサイクルシステム(広域認定制度)の範囲は、指定引取場所での引取り以降となるため、指定引取場所では、受領印押印後、汎用マニフェスト伝票を全て返却いたします。

運搬受託者	氏名又は名称	運搬先の事業場（処分事業場）	名称
	住所 〒 電話番号 運搬先の指定引取場所名		所在地 〒 電話番号 運搬する産廃業者名
処分受託者	氏名又は名称	積替又は保管	名称
	住所 〒 電話番号 二輪車リサイクルシステム(広域認定制度)		所在地 〒 電話番号

二輪車リサイクルシステム「事前受付」利用規約

第1条（目的）
本規約は、本規約末尾に掲載する二輪車リサイクル参加事業者各社（以下、「メーカー等」という。）が実施する《二輪車リサイクルシステム》（以下、「二輪車リサイクルシステム」という。）の利用に際し、二輪車の処理再資源化を希望する地方公共団体、特別地方公共団体、マンション等管理組合、商業ビル等の施設管理会社、及びその他メーカー等が必要と認めた者（産業廃棄物処理業者を除く。以下、総称して「排出者」という。）が二輪車リサイクルシステムへの利用登録（以下、「利用登録」という。）を行い、かつメーカー等に処理再資源化を依頼するために必要な事項を定める。

第2条（本規約上の関係者）
メーカー等は、利用登録及び利用登録後の排出者が処理再資源化を希望する二輪車（以下、「廃棄二輪車」という。）の引取に係る確認業務を、公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、「JARC」という。）に代行させることとし、JARCは、二輪車リサイクルコールセンターを設け、利用登録及び当該確認業務の一部を実施させることとする。

第3条（規約の遵守）
排出者は、二輪車リサイクルシステムの利用に際し本規約に同意したものとみなす。

第4条（排出者の責任）
(1) 排出者は、二輪車リサイクルシステム利用に先立ち、廃棄二輪車の所有者、使用者及びこれを放置した者等との間で廃棄に係る紛争等を生じさせないため、関連諸法令に照らし、自らの責任において必要な手続きを行わなければならない。
(2) 廃棄二輪車は、廃車手続きが終了し、ナンバープレートが返納されていなければならない。

第5条（利用に際しての必要な手続き）
排出者が廃棄二輪車をメーカー等に引き渡すに際して行うべき手続きは、以下に定めるとおりとする。
(1) 排出者は、二輪車リサイクルコールセンターより《利用申請・登録書（様式A）》（以下、「利用登録書」という。）を入手し、必要事項を記入し、署名又は記名捺印の上、これをJARCに送付しなければならない。JARCは、利用登録書の記載内容を確認し、登録を受け付ける場合には、《事前受付システム排出者コード番号》（以下、「排出者コード」という。）を付与した上、《二輪車リサイクルシステム（事前受付）廃棄予定車両照会依頼書（様式B-1/B-2）》（以下、「照会依頼書」という。）を排出者に送付する。
(2) 前号の手続きにより利用登録を終えた排出者（以下、「登録排出者」という。）は、廃棄二輪車の引渡しに際しては、利用登録書に記載された排出者コードを用いなければならない。
(3) 登録排出者は、廃棄二輪車をメーカー等に引き渡すにあたり、照会依頼書に、必要事項を記入し、署名又は記名捺印の上、JARCに送付しなければならない。JARCは、これを確認し、当該登録排出者に、廃棄二輪車の引き取り可否を照会依頼書に記載し送付するとともに、引き取り可の場合は、《二輪車リサイクル管理票（事前受付専用）》（以下、「管理票」という。）を必要枚数送付する。
(4) 登録排出者は、前号によって送付された照会依頼書記載済内容を確認するとともに、《二輪車リサイクルシステム（事前受付）処理・再資源化申請書（様式C）》（以下、「処理再資源化申請書」という。）に必要事項を記入し、JARCに送付し承諾を得なければならない。なお、処理再資源化申請書の送付に際しては、同書に印刷された《二輪車リサイクル約款（事前受付専用）》を熟読した後、所定の位置に署名又は記名捺印しなければならない。
(5) 登録排出者は、前号でJARCに送付した処理再資源化申請書に記載した持込希望日時又は別途JARCが指定した日時に、廃棄二輪車及び記入済み管理票をメーカー等が指定する引取場所（以下、「指定引取場所」という。）に引き渡さなければならない。

第6条（登録情報の変更等）
登録排出者は、利用登録書に記載の排出者情報の登録内容に変更があった場合には、速やかに二輪車リサイクルコールセンターに連絡し、変更依頼を行わなければならない。

第7条（登録の更新）
登録排出者は、2014年4月以降、JARCが実施する登録更新の求めに応じ、自らの登録内容を確認し、登録情報の更新を行わなければならない。ただし、二輪車リサイクルシステムの利用を希望しない場合には、この限りではない。

第8条（システムの利用可能期間）
二輪車リサイクルシステムの利用可能期間は、JARCの設置するホームページ上で示すこととする。

第9条（非常事態等における利用の制限）
メーカー等は、天災、事変その他の非常事態の発生その他やむを得ない理由が生じた場合には、二輪車リサイクルシステムの利用を停止又は制限することができる。

第10条（二輪車を引き取らない場合）
登録排出者が、引き取りを拒否された又は照会依頼書に記載のない二輪車を指定引取場所に持ち込んだ場合、メーカー等は、これを引き取らず、登録排出者に返却することとする。返却に際し、メーカー等に運搬料金等が発生した場合には、メーカー等は、これを登録排出者に請求することができる。

第11条（免責）
(1) 登録排出者は、本規約に基づきメーカー等に引き渡した廃棄二輪車に関し、メーカー等、JARCその他廃棄二輪車の処理再資源化を行った者に対して、金銭その他の請求又は異議の申し立て等を行うことはできない。
(2) 登録排出者は、廃棄二輪車の処理再資源化に関して、廃棄二輪車の所有者、使用者及びこれを放置した者等からの問合せ、抗議、異議、請求等に自ら対応し、メーカー等、JARCその他廃棄二輪車の処理再資源化を行った者に迷惑をかけない。

第12条（利用規約の改正）
(1) メーカー等は、必要があると認めるときは、排出者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本規約を変更できるものとする。
(2) メーカー等は、前項により本規約を変更した場合、登録排出者に対しては、変更内容を個別に連絡することとする。

第13条（合意管轄）
本規約に関連し、メーカー等と登録排出者の間で生じるすべての訴訟については、メーカー等の本店所在地を管轄する地方裁判所を専属的合意管轄裁判所と定める。

付則
本規約は、2011年10月1日より発効する。

参加事業者16社
本田技研工業（株）、ヤマハ発動機（株）、スズキ（株）、川崎重工業（株）、（株）MV AGUSTA JAPAN、Piaggio Group Japan（株）、（株）福田モーター商会、（株）イーケィエー、（株）プレストコーポレーション、（株）ブライト、ドゥカティジャパン（株）、ビー・エム・ダブリュー（株）、トライアンフ モーターサイクルズジャパン（株）、（株）エムズ商会、SPK（株）キムコジャパン（株）　（2017年4月1日現在）

Q

質問1
二輪車リサイクルシステム「事前受付」を利用できるのは、自治体だけなのか。

質問2
同じ市役所内で複数の部署で利用したい。
「利用申請・登録書（様式A）」は、別々で提出するのか。

質問3
「廃棄予定車両照会依頼書（様式B）」の提出にあたり、車台番号がわからない。
どうすれば良いのか。

質問4
「廃棄予定車両照会依頼書（様式B）」で、引取り不可となった車両は、どのように処分すれば良いのか。

質問5
指定引取場所までの運搬を業者にお願いしたいが、問題ないか。

質問6
利用申請・登録書（様式A）の提出から、車両の持込みまで、どの位の日程がかかるのか。

A

回答1
二輪車リサイクルシステム「事前受付」は、主に公共団体を対象としています。
行政官庁、地方公共団体、公の法人等がご利用いただけます。

回答2
別々に申請いただいても、共通でも、どちらでも構いません。
申請1件につき、責任者1名・担当者1名を登録させていただき、書類のご送付やご連絡は、担当者宛となりますので、便宜的にご判断ください。

回答3
可能な限り、車台番号の特定をお願いします。
車台番号が特定されていて、内容が正しければ、その後の結果通知までのながれが早く進みます。）
特定できない場合、P6をご参照のうえ、写真の提出をお願いいたします。

回答4
排出者ご自身の責任で処分をお願いします。

回答5
指定引取場所までの運搬を、廃棄物処理業の許可を受けた者に委託することが可能です。

回答6
申請内容により大幅に異なり、回答までの時間をお約束することはできませんが、目安としては2週間～3週間程度とお考えください。
特に「処理再資源化申請書（様式B）」は、即日回答～2週間以上後に回答等、内容により大きくことなります。

私たちは、二輪車リサイクルシステムの推進に自主的に取組んでいます。

参加事業者一覧

2017年4月1日現在

事業者コード	参加事業者	取扱ブランド	お問合せ先
100	本田技研工業(株)	ホンダ国内販売車両 HONDA	0120-086-819 (お客様相談センター) http://www.honda.co.jp/motor/
110	ヤマハ発動機(株)	ヤマハ国内販売車両 YAMAHA	0120-090-819　0538-32-1166 (お客様相談室) http://www.yamaha-motor.co.jp/
120	スズキ(株)	スズキ国内販売車両 SUZUKI	0120-402-253 (お客様相談室) http://www.suzuki.co.jp/motor/
130	川崎重工業(株)	カワサキ国内販売車両 Kawasaki	0120-400-819　078-925-2003 (お客様相談室) http://www.kawasaki-cp.khi.co.jp/
150	(株)MV AGUSTA JAPAN	MVアグスタ、ハスクバーナ(2013年製造以前のイタリア製に限る)、カジバ MV AGUSTA Husqvarna CAGIVA	0538-23-0861 http://www.mv-agusta.co.jp/
160	Piaggio Group Japan(株)	アプリリア、モトグッツィ(2010年輸入車両から)、ピアッジオ、ベスパ aprilia MOTO GUZZI PIAGGIO Vespa	03-3453-3903 (ピアッジオコール) http://www.piaggio.co.jp/
170	(株)福田モーター商会	モトグッツィ(2009年輸入車両まで) MOTO GUZZI	03-3630-9751 (サービスフロント) http://www.fukuda-motors.co.jp/
180	(株)イーケィエー	ADIVA adiva	048-994-1881 http://www.eka.co.jp/
190	(株)プレストコーポレーション	ヤマハ輸入車等、ピアッジオ YAMAHA PIAGGIO	03-5419-8231 http://www.presto-corp.co.jp/
200	(株)ブライト	カワサキ輸入車 Kawasaki	078-326-6515 http://www.bright.ne.jp/
210	ドゥカティジャパン(株)	ドゥカティ DUCATI	0120-030-292 (お客様相談窓口) http://www.ducati.co.jp/
220	ビー・エム・ダブリュー(株)	BMW Motorrad	0120-269-437 (BMWカスタマー・インタラクションセンター) http://www.bmw-motorrad.jp/
230	トライアンフ モーターサイクルズジャパン(株)	トライアンフ TRIUMPH	03-6809-5233 (トライアンフコール) http://www.triumphmotorcycles.jp/
240	(株)エムズ商会	SYM SYM	045-263-8166 http://www.sym-jp.com/
250	SPK(株)	スズキ輸入車 SUZUKI	03-3450-3895 http://www.spk.co.jp/
260	キムコジャパン(株)	KYMCO KYMCO	0120-04-6165 (カスタマーサポートセンター) http://www.kymcojp.com/

参加事業者、取扱ブランド、お問合せ先は変更となる場合があります。最新情報はホームページでご確認ください。

お問合せは

二輪車リサイクルコールセンター

TEL.050-3000-0727

受付時間　9:30～17:00

(土日・祝日・年末年始等を除く)

詳しくは

公益財団法人自動車リサイクル促進センター

http://www.jarc.or.jp/motorcycle/

2017.4.1